

社会福祉法人アンビシャス 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人アンビシャスの役員及び評議員の報酬及び実費弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、役員等とは、役員及び評議員をいう。

2 この規程でいう報酬とは、法人と委任関係にある役員等の職務等の執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員のうち、法人の職員としての身分を併せ持つ理事（以下、「常勤理事」という。）を除く理事が理事会及び評議員会に出席した時には、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日に併せて法人の業務をおこなった場合であっても、第4条に規定する報酬及び実費弁償費はこれを支払わない。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(理事の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、法人及びの運営等のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 常勤理事以外の理事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営等のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日に併せて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の調査・指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(旅費)

第6条 常勤理事を除く役員が理事会及び評議員会に出席するために宿泊を必要とする場合、または法人業務のため出張する場合及び評議員が評議員会に出席するために宿泊を必要とする場合の旅費は、社会福祉法人アンビシャス旅費規程に準じる。

(常勤理事)

第7条 常勤理事については、この規程を適用しない。

(役員職務証跡)

第8条 役員は、法人業務証跡資料として、出勤簿等（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

第10条 この規程に定めるほか、役員等報酬に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

付 則

この規程は、平成27年 9月 1日より適用する。

この規程は、平成29年 6月28日に改正し、同日から施行する。

別表1（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000円	1 自家用車の場合 1kmあたり37円 2 公共交通機関の場合 実費 3 公共交通機関によりがたい場合 実費
評議員会出席報酬等	5,000円	1 自家用車の場合 1kmあたり37円 2 公共交通機関の場合 実費 3 公共交通機関によりがたい場合 実費

別表2（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	5,000円	1 自家用車の場合 1kmあたり37円 2 公共交通機関の場合 実費 3 公共交通機関によりがたい場合 実費
理事業務報酬等	5,000円	1 自家用車の場合 1kmあたり37円 2 公共交通機関の場合 実費 3 公共交通機関によりがたい場合 実費
監事監査指導報酬等	5,000円	1 自家用車の場合 1kmあたり37円 2 公共交通機関の場合 実費 3 公共交通機関によりがたい場合 実費